

近世期倉敷村の豪商・大橋家の経営

山本太郎

- 1 はじめに
- 2 倉敷村大橋家の概要
- 3 大橋家の経営
- 4 おわりに

1 はじめに

従来の幕府領研究は、代官・代官所役人・郡中惣代・用聞・郷宿など個別の対象ごとに分散して行われる傾向が強かった¹ため、幕府領のトータルな社会構造の把握が十分になされてきたとはいえない。そのような研究状況をふまえ、筆者は、倉敷代官役所管下幕府領の重層的・多元的・流動的な地域社会構造を全体的かつ立体的にとらえることを課題にしてきた。

本稿では、地域社会形成の重要な要素であり、その内側から社会構造の性格に影響を与える経済的主体としての豪商に着眼する。近世中後期に備中国窪屋郡倉敷村では大規模化した豪商²が存在した。そのうち大橋家をとりあげ、大橋家の経営と同家を核とする地域経済構造の実態を検証し、地域社会の中での大規模な豪商の存立のあり方を解明する第一段階とする。

さて、近世期地域社会の研究に際して、その道標とすべき理論的モデルは、佐々木潤之介の「世直し状況論」³と吉田伸之の「社会的権力論」⁴であろう。世直し状況論によれば、18世紀半ばから、

¹ 最近のものをあげると、代官については西沢淳男『幕領陣屋と代官支配』（岩田書店、1998年）、仲田正之『菰山代官江川氏の研究』（吉川弘文館、1998年）、代官所役人については、戸森麻衣子「近世後期の幕領代官所役人—その「集団」形成をめぐる—」（『史学雑誌』第110編第3号、2001年）、郡中惣代については久留島浩『近世幕領の行政と組合村』（東京大学出版会、2002年）、用聞については村田路人『近世広域支配の研究』（大阪大学出版会、1995年）、郷宿については岩城卓二「御用宿」（『シリーズ近世の身分的周縁5 支配をささえる人々』吉川弘文館、2000年）、など。他にもたくさんあるが割愛する。在地の史料が発見されるにつれて、個別の幕府領の研究が進み始めてはいるが、なお地域的に限定されており、そこには全体的な社会構造を把握しようとする視角が乏しい。

² ここでは、倉敷村の町場に居住する高利貸・地主を想定している。その存在形態からすれば豪農ともいえるが、町場に居住していることから、豪農の一類型としてここでは豪商という用語を使う。具体的には、水沢家・植田家・井上家・岡家・大橋家・大原家などである。

³ 佐々木潤之介『幕末社会論』（塙書房、1969年）、同『世直し』（岩波書店、1979年）など。

商品生産・商品経済の展開にともなう農民のあり方が変化し、豪農が形成された。豪農は、商品経済の発展にともなう、商人・高利貸・地主として成長していく。19世紀前半には、労働力販売によって生活を維持ないし補充していく「半プロレタリア」⁵が階層として成立し、彼らと豪農の激化した対立が、幕末の世直し状況の基本となる。そして、明治期に入ると、豪農は支配機構の中に組み込まれる特権豪農と、「半プロレタリア」層とともに反権力闘争を展開する中小豪農とに分裂していった⁶。

社会的権力論も、社会をいくつかの階層に分けて捉えている。そのモデルによれば、在地社会における地域は、社会的権力・小農共同体・「日用」的要素の三要素によって構造化された単位社会として捉えられる。社会的権力とは、村社会を基盤とする村方地主＝村役人層であると同時に、これをこえて広領域に及ぶ社会を、社会的・政治的・文化的に、その一部または全体を統合・編成し、一定の社会秩序・社会構造の下へと定位せしめるヘゲモニー主体を意味している。その上で、三要素の力関係による社会変動を、社会的権力が主要なヘゲモニー主体であるⅠ期（17世紀末まで）、小農共同体と社会的権力が二元的なヘゲモニー主体であるⅡ期（18世紀）、三要素によって多重に構造化されるⅢ期（19世紀以降）に区分している⁷。

冒頭にあげた筆者の基本的課題を研究史上に位置づけるとすれば、それは、さしあたり、大橋家を、「世直し状況論」における「商人・高利貸・地主として成長していく豪農」として、また、「社会的権力論」における「地域社会を編成・統合する核」⁸として理解することから出発し、最終的には大橋家の存立構造、また、幕府領倉敷村の全体像を提示するとともに、上述の両モデルの理論的妥当性を再検討することを目的にしているといえよう。

しかしながら、本稿は、課題解明の第一段階として、対象を大橋家の経営内容のいくつかの側面に限定している。したがって、本稿から引き出し得る結論も、必然的に限定的であり、また、解明の第一段階をなすものとなる。ちなみに、近世備中幕府領における豪農商の経営分析はほとんどなされていない⁹。

⁴ 吉田伸之「社会的権力論ノート」（『近世の社会的権力』山川出版社、1996年）。

⁵ 佐々木の「半プロレタリア」概念の持つ問題性については、渡辺尚志『近世村落の特質と展開』（校倉書房、1998年）第五章第二節に詳しい。

⁶ 世直し状況論に対する諸批判については、渡辺前掲書第五章第一節に詳しい。

⁷ 社会的権力論に対しては、藪田貫が「近世の地域社会と国家をどうとらえるか—社会的権力論に関わって—」（『歴史の理論と教育』第105号、1999年）で批判を行っている。そこでは、中間層の性格規定を公共性ではなく社会的権力としている点、幕藩領主の権力や国家権力の権力性について何もいわれていない点、を主として批判している。また、渡辺尚志編『近世地域社会論』（岩田書院、1999年）序章でも、社会的権力の実態のとらえ方について、領主権力論の欠如などについて批判している。

⁸ 地域社会論の視点から豪農論を發展させたのが、岩田浩太郎「豪農経営と地域編成—全国市場との関係をふまえて—」（『歴史学研究』775、2001年）である。そこでは、羽州村山郡松橋村上組（幕領）の堀米四郎兵衛家を事例に、豪農経営における地域編成の構造について把握し、郡中の地域社会を編成・統合するヘゲモニー諸主体の関係構造とその変動を内在的に分析している。

2 倉敷村大橋家の概要

大橋家の居住する備中国窪屋郡倉敷村は、天保9年(1838)の「明細帳」によれば、村高1,834石余、竈数1,691軒、人数7,264人の規模であった⁹。寛永19年(1642)以来、一時期を除いて幕府領であり、延享3年(1746)には備中国南部を中心とする幕府領支配の拠点として代官陣屋が設置された。

大橋家の祖である佐々木平内は、豊臣氏に仕え、大坂七手組の一人であったが、大坂落城の後、京都に遁れた。姓を大橋と改称し、備中に下り友野石見守に拠って事を挙げんとしたが果たせず、遂に中島村の郷士三島重郎左衛門に寄り同村に居を定め、帰農したという¹⁰。その後中島村で勤儉を守り相当資産を造り、三代を経て平右衛門に至り、宝永元年(1704)倉敷村に移転¹¹、金穀貸付を業としたと伝えられる。屋号は中島屋であった。

大橋家系図を図1に掲げた。大橋家は本家(元大橋家)といくつかの分家に分かれた。元大橋家の縁戚関係をみると、四代平蔵が備前国津高郡金川村の江田家から、五代平右衛門正直が美作国西々条郡二宮村の立石家から、六代平右衛門直諒が備中国賀陽郡八田部村の西戎屋亀山家から妻を迎えている。また、正直の娘が立石家や播磨国揖西郡新在家村の永富家に嫁いでいる。播磨国佐用郡上月村の大谷家に生まれ、立石家へ養子に入り、さらに正直の養子となったのが、慶応2年(1866)に倉敷・浅尾陣屋襲撃事件を引き起こした大橋敬之助であった¹³。大橋家は、備前・備中・美作・播磨にまたがる範囲で豪農商層同士の血縁ネットワークを形成していたことがうかがえる。

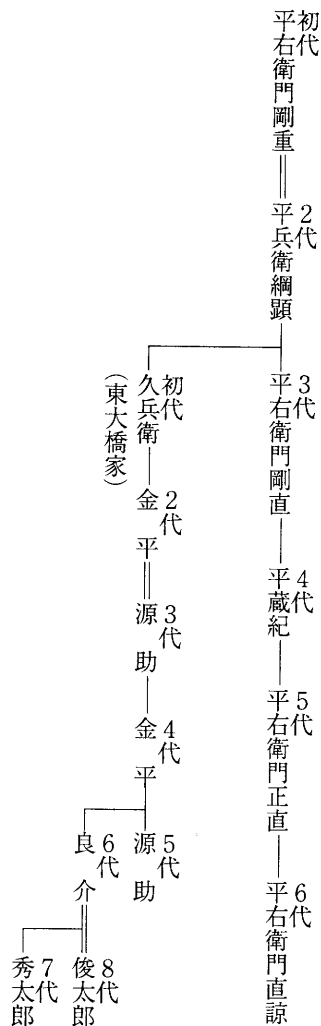


図1 大橋家系図(=は養子)

また、大橋家当主は近世後期に村役人に就任した。倉敷村の新禄古禄の争いが内済になった後、

⁹ 内藤正中「寄生地主制の形成過程—備中酒津村梶谷家を中心に—」(『経済論叢』第七十五巻第二号、1955年)が唯一の成果であろう。そこでは、寄生地主制の成立に関して、成立の経済的基盤、村落共同体との関連、領主権力との関係などの点から、明らかにしている。

¹⁰ 『新修倉敷市史』第9巻「史料 古代・中世・近世(上)」(倉敷市、1994年)近世編第3号。

¹¹ 大橋貞吉家文書Ⅶ-21-A-5-2。なお、文書番号は「大橋家文書分類仮目録」(倉敷市史編さん室、1993年)の番号である。

¹² 大橋貞吉家文書Ⅶ-21-A-5-2では倉敷村移転の年を元禄15年としているが、大橋貞吉家文書別I-3-C-2「地租計簿」には、「宝永元二月八日倉敷村江出職之年より」とある。ここでは後者に従った。

¹³ 『新修倉敷市史』第4巻「近世(下)」(倉敷市、2003年)第5章第2節(横山定氏執筆部分)。

文政11年（1828）、入札により本家の平右衛門正直と東大橋家の源助が倉敷村年寄に就任した¹⁴。その後、嘉永2年（1849）正直が庄屋格、文久元年（1861）庄屋に就任し、明治4年まで勤めた¹⁵。また、嘉永5年に正直が倉敷代官役所管下幕府領の掛屋に就任し、明治5年まで勤めた¹⁶。さらに慶応元年（1865）正直が郡中取締向を命じられた¹⁷。

長者番付で大橋家を見ると、文政11年の「備中国○持角力賑」で中島屋が関脇、東中島屋が前頭¹⁸、嘉永元年の「倉敷丸持角力」で大橋平右衛門が大関、中島屋金平（東大橋）が関脇になっている¹⁹。

3 大橋家の経営

元大橋家の経営を、(1)地主経営、(2)金融活動、(3)貸家・貸地経営に分けて検討する²⁰。

(1) 地主経営

宝暦11年（1761）の土地集積状況を、「宝暦十一歳辛巳正月吉日 田地預帳」²¹をもとに表1にまとめた。8カ村にわたり、約19町の土地を所持している。土地筆数222、納米約280石であり、所持田畑面積・納米のうち浜村が58%、中島村が34%・31%を占め、地主経営の中核地域となっている²²。居住村の倉敷村は所持田畑面積・納米の3%・2%を占めるにすぎない。

文化元年（1804）の土地集積状況を、「文化元甲子 田畑反別覚 二冊」²³をもとに表2にまとめた。13～14カ村にわたり、約60町の土地を所持している。土地筆数667、小作人575人、預米^{あづけまい}約700石である。所持田畑面積・預米のうち倉敷村・倉敷新田が20%、中島村が20%・19%、浜村が13%・16%を占め、地主経営の中核地域となっている。宝暦11年と比較して、倉敷村で大幅に所持

¹⁴ 大橋貞吉家文書Ⅱ-8-C-6「乍恐以書附奉願上候」

¹⁵ 『倉敷市史』第三冊（名著出版、1973年）35～37頁。

¹⁶ 『新修倉敷市史』第4巻「近世（下）」（倉敷市、2003年）第1章第2節（山本太郎執筆部分）。

¹⁷ 大橋貞吉家文書Ⅶ-21-A-5-2。

¹⁸ 「備中○持角力賑」（岡山大学附属図書館所蔵梶谷家文書44）。文書名については一部訂正している。

¹⁹ 『倉敷市史』第四冊（名著出版、1973年）472頁。

²⁰ 本稿では元大橋家の経営に限定する。東大橋家にはまた別の経営があった。なお、『新修倉敷市史』第4巻「近世（下）」（倉敷市、2003年）第3章第5節（上原兼善氏執筆部分）でも、元大橋家の経営について、地主経営、金融活動、町屋経営に分けて分析されている。本稿では、その分析視角について参考にさせていただいた。

²¹ 大橋貞吉家文書別Ⅰ-13-T-1。

²² 中島村に多くの土地を所持していることは、同家が倉敷村に移住する以前から中島村の地主であったことを推測させる。

²³ 大橋貞吉家文書別Ⅰ-2-1。

表1 宝暦11年の大橋家所持田畑と納米

村名	土地筆数	面積 (反)		納米 (石)	
中島	66	64.7	34%	87.6	31%
倉敷	18	5.0	3%	4.9	2%
浜	124	111.6	58%	160.8	58%
田上村	6	6.1	3%	11.8	4%
一日市	3	2.2	1%	2.2	1%
酒津	1	0.8	0%	0.8	0%
中庄	3			8.8	3%
岡谷	1	2.0	1%	2.0	1%
合計	222	192.4	100%	278.9	100%

注：(1) 「宝暦十一歳辛巳正月吉日 田地預帳」(大橋貞吉家文書別 I-13-T-1) より作成。
 (2) 中庄村の3筆の面積は記されていない。

表2 文化元年の大橋家所持田畑と預米

村名	土地筆数	小作人数	面積 (反)		預米 (石)	
倉敷	49	45	49.5	8%	67.6	10%
倉敷新田	43	33	72.5	12%	70.7	10%
白楽市	9	13	9.4	2%	15.0	2%
(浜)	97	90	80.3	13%	114.0	16%
安江村	19	12	19.0	3%	23.9	3%
田上村	22	20	18.5	3%	17.1	2%
四十瀬村	7	6	6.4	1%	5.6	1%
中島村	151	148	117.7	20%	131.9	19%
川入村	54	48	47.0	8%	52.0	7%
中庄村分	17	14	12.6	2%	18.2	3%
中庄瀬平店分	8	12	12.4	2%	14.1	2%
亀山	58	30	46.3	8%	43.4	6%
西田亀山	15	12	32.3	5%	43.7	6%
軽部中島	5	5	3.5	1%	4.4	1%
(不明)	36	30	37.6	6%	43.4	6%
(茂浦)	77	57	35.2	6%	38.0	5%
合計	667	575	600.2	100%	703.0	100%

注：(1) 「文化元甲子 田畑反別覚 二冊」(大橋貞吉家文書別 I-2-1) より作成。
 (2) 村名の浜・茂浦は明記されていないが字名から判断した。

田畑面積を増加させているが、浜村では逆に減少させている。

文政6年(1823)の小作米勘定を、「文政七甲申春正月吉日 地租計簿」²⁴をもとに表3にまとめ

²⁴ 大橋貞吉家文書別 I-3-C-2

表3 文政6年の大橋家小作米勘定

(単位：石)

村名	A 高	B 預米	C 加地子	B/A	C/B	C/A
倉敷	60.7520	146.6838	49.8976	2.41	0.34	0.82
粒浦	6.0660	7.4674	2.6996	1.23	0.36	0.45
白楽市	7.8160	16.8483	8.5273	2.16	0.51	1.09
浜	66.5110	120.2789	41.6589	1.81	0.35	0.63
川入	27.0106	51.2081	9.0248	1.90	0.18	0.33
田之上	8.1220	20.7175	9.3643	2.55	0.45	1.15
安江	14.1355	37.4980	16.5946	2.65	0.44	1.17
四十瀬	3.9120	7.2956	3.1420	1.86	0.43	0.80
中庄	21.4655	39.0059	18.0172	1.82	0.46	0.84
かるへ中島	2.1560	11.7660	4.8438	5.46	0.41	2.25
西田	27.1716	70.8424	25.6187	2.61	0.36	0.94
高須賀	13.7531	34.8423	10.5243	2.53	0.30	0.77
前湯	4.6750	16.4731	5.8951	3.52	0.36	1.26
亀山	67.0008	135.0378	44.4482	2.02	0.33	0.66
中島	56.8223	155.6001	77.4564	2.74	0.50	1.36
茂浦	19.4110	79.0867	42.2509	4.07	0.53	2.18
藤戸	8.2160	皆無				
天城	0.5460	皆無				
浅原	0.1470	皆無				
合計	415.6844	957.9041	342.1387	2.30	0.36	0.82

注：(1) 「文政七甲申春正月吉日 地租計簿」(大橋貞吉家文書別I-3-C-2)より作成。

(2) 合計の数値は計算上合わないが史料のまま。

た。19カ村(大橋家から半径7キロ以内の村々)にわたり土地を所持している。預米は、大橋家と小作人との契約小作料であるが、約960石で、公定石高の2.3倍に及ぶ。加地子は大橋家の手取り分であるが、預米の36%である。倉敷・浜・中島(以上、幕府領)・亀山(帯江戸川領)・茂浦(新見藩領)が地主経営の中核地域となっている。預米・加地子の約85%が他村である²⁵。文政6年から天保4年(1833)までの所持高・預米・加地子の変遷を表4にまとめた。所持高・預米はあまり変化していないが、加地子は、預米の29%から56%まで大きく変動している。最も加地子が少ない文政11年(1828)と最も多い文政12年の、預米と加地子の関係を表5と表6にまとめた。預米から引高(引米と年貢・諸費用)を引いたものが加地子(表では地利米となっている)であることが確認される。文政11年では引米は約287石、文政12年では約26石であり、変動の原因は明らかに引米にある。引米とは、その年の作柄や小作人との交渉による小作料の減免であろう²⁶。両年とも未進

²⁵ 倉敷村内に限っての持高を見ると、文政7年に中島屋貞蔵は63石余を所持しており、第7位になる。1位は水沢常太郎の399石余、2位は植田汶四郎の223石余である。上位5人で村高1,834石余の半分以上を占める(倉敷市所蔵小野家文書「文政七甲申年調 百姓持高書出し帳」)。

²⁶ 引米の決定過程については興味あるところではあるが、まだ解明できていない。

表4 大橋家の所持高・預米および加地子

(単位：石)

年代	A 高	B 預米	C 加地子	B/A	C/B
文政6	415.6844	957.9041	342.1387	2.30	0.36
文政7	417.8939	964.7714	515.5578	2.31	0.53
文政8	391.7433	916.8454	288.2625	2.34	0.31
文政9	391.7583	916.9978	440.2754	2.34	0.48
文政10	392.4558	921.2658	424.6503	2.35	0.46
文政11	393.7495	924.6572	268.3546	2.35	0.29
文政12	394.7505	940.0933	526.1680	2.38	0.56
天保元	396.0862	927.6307	446.6898	2.34	0.48
天保2	397.8522	926.9583	484.2328	2.33	0.52
天保3	400.8145	931.0491	505.2089	2.32	0.54
天保4	412.2995	960.4745	440.8130	2.33	0.46

注：典拠は表3と同じ。

表5 文政11年の引高内訳 (石)

預米高 (A)	924.6572
引高 (B) (= (a) + (b))	656.3026
春引	10.6571
引米	286.6984
未進	13.9539
役料	9.8282
御年貢米成	252.5679
未進・年貢銀納	53.2040
諸雑費ノ高并横役駄賃等込	18.9950
小計 (a)	645.9045
川入耕地人足・杭木代・羽島 道直し・水車直しなど	1.3182
年始祝儀扇子代村々・年暮祝儀 酒鳥代・早島帯江年始など	9.0799
小計 (b)	10.3981
地利米 (A) - (B)	268.3546

注：(1) 典拠は表3と同じ。

(2) 銀納されている場合も米に換算した。

表6 文政12年の引高内訳 (石)

預米高 (A)	940.0933
引高 (B) (= (a) + (b))	422.1623
例年引	10.6571
引	26.3796
未進	0.2233
役料	10.0624
御年貢米納	258.8543
引・未進・御銀納	75.2310
諸雑費但村惣普請并諸賃人 足代等込	32.9607
小計 (a)	414.3684
所持村方21ヶ村庄屋・年寄・作 廻人年頭扇子代	7.7939
右村村役人年暮酒鳥代	
地頭役所帯江早島年頭扇子代	
右村々杭入用	
塩土70俵代	
土俵100俵代	
樋戸入用其外雑費共	
浅原村懸り書損	
小計 (b)	7.7939
地利米 (A) - (B)	517.9310
藤戸地利米	8.2370
地利米合計	526.1680

注：(1) 典拠は表3と同じ。

(2) 銀納されている場合も米に換算した。

はずかである。年貢は米納と銀納部分があり、銀納部分も米に換算すると年貢は300～330石程度である。小作地の村々の庄屋・年寄・作廻人などに扇子代などを支給しており、村請制村を基盤とする小作管理機構があることをうかがわせる。

大橋家に納められた米は、主に売却された。文政11年の米穀販売を、「戊子文政十一年正月吉日日記」をもとに表7にまとめた。山手屋増次郎・綿政・浅原屋宇介・今野屋喜平次・宇治屋忠八・大橋屋伊右衛門へ売却されている。

大橋家は、塩田経営にも進出した。天保10年（1839）に、代官役所から幕府領讃岐国直島の塩田開発を命じられ²⁷、平右衛門（元大橋）・源介（東大橋）と直島庄屋見習源左衛門が議定書を取り

表7 文政11年の大橋家米穀販売

月 日	売 先	販 売 量	代 金
正／7	山手屋増次郎	納米5俵	通122匁5分
正／7	綿政	納米5俵	通122匁5分
正／7	浅原屋宇介	納米5俵	通122匁5分
正／7	今野屋喜平次	納米5俵	通122匁5分
2／15	山手屋増次郎	納米50俵	銀1,150匁
2／15	山手屋増次郎	三四入90俵	銀1,680匁
2／15	山手屋増次郎	麦2石	札86匁
3／7	浅原屋宇介	納米30俵	銀690匁
3／7	浅原屋宇介	三四入30俵	銀560匁
3／7	今野屋喜平次	納米25俵	銀575匁
3／7	今野屋喜平次	三四入6俵	銀112匁
3／7	綿政	納米41俵	銀943匁
3／7	綿政	三四入6俵	銀112匁
3／19	宇治屋忠八	三四入米4石	銀230匁
4／4	山手屋増次郎	三四入米20石	銀1,150匁
4／4	山手屋増次郎	三四入米10石	銀580匁
4／7	今野屋喜平次	実綿7俵	銀556.58匁
4／9	今野屋喜平次	三四入米10石	銀550匁
4／23	宇治屋忠八	三四入米10石	銀580匁
4／17	浅原屋宇介	三四入米20石	銀1,160匁
4／19	山手屋増次郎	三四入米20石	銀1,160匁
5／2	山手屋増次郎	三四入米10石	銀580匁
4／晦	大橋屋伊右衛門	麦2斗	銀札7匁
6／3	山手屋増次郎	三四入米14石	銀826匁
5／3	今野屋喜平次	三四入米6石	銀354匁
6／6	山手屋増次郎	糯三五入5俵	銀121匁6分6厘
7／12	山手屋増次郎	三四入米40俵	銀815匁6分8厘

注：「戊子文政十一年正月吉日 日記」（大橋貞吉家文書別 I-19-B-115）より作成。

²⁷ 倉敷代官役所が開発を讃岐国直島源左衛門に相談したところ、安永年間に普請が破損し失敗している場所であり、費用が多分にかかるため村方自力ではできない旨を答えた。そこで、陣屋元倉敷村の平右衛門と源介に相談したところ、「御国益」にもなるので開発を引き受けたという（大橋貞吉家文書XⅦ-14-B-19「讃岐国御恵浜開発人御賞実願書」）。

交わした。塩釜屋10軒前（1軒前は1町2反浜）と見積り、うち8軒前を平右衛門と源介が持ち、2軒前を源左衛門が持ち、諸入用は釜屋数に応じて割賦する契約であった²⁸。天保12年には、3人分合わせて5町6反8畝4歩の塩田を所持している²⁹。

(2) 金融活動

元大橋家の金融活動の実態をうかがうことのできる史料としては、表紙に「日記」、裏表紙に「大福入」と記載された帳簿が、宝永2年（1705）³⁰から大正12年（1923）までは各年1冊残存している³¹。

この帳簿は、元大橋家の金融活動などを年ごとに整理してまとめたものである。帳簿の側面に項目ごとに付箋が貼っている。各項目に人名が列挙され、その各人ごとに貸金銀の日付・額・返済状況などが記載されている。本史料をたどっていくと、元大橋家の金融活動の時期的変化を知ることができる。以下、「日記」について、おおよそ60年ごとに見ていき、必要に応じてその他の史料も間にさしはさんでいくことにする。

① 宝永2年「万覚」

まず、最も古い「乙酉宝永二年正月吉日 万覚」³²の冒頭、「なり物や清吉」の箇所を掲げよう。

なり物や 清吉

正月十七日

a 一、拾五匁 銀札取かへ

同廿五日

b 一、四分 同取かへ 夫おいち

同廿六日

c 一、壱分三厘 半し壺状

同

²⁸ 大橋貞吉家文書X VII-14-A-1-1「為取替申議定証文之事」。

²⁹ 大橋貞吉家文書X VII-14-B-1「讃岐国直島新開御患浜内割地帳」。平右衛門は塩浜新開に5,500両を費やし、天保12年には71石余の高入となった。その後堤などが破損したときも修復に出費した。その功績などにより、弘化4年に一代帯刀を免許された（大橋貞吉家文書II-7-B-1-1「苗字帯刀其余御趣意柄之者由緒書上帳」）。

³⁰ 宝永2年の帳簿は、表紙が「日記」ではなく、「万覚」となっている。

³¹ 内池英樹「「大福入」から見る近世一倉敷村・大橋家を事例として」(『倉敷の歴史』第9号、倉敷市、1999年)において初めてこの帳簿が取り上げられた。ここでは、宝永・安永・文政・慶応の四つの時期に分けて分析されている。本稿では、分析手法について参考にさせていただいた。

³² 大橋貞吉家文書別I-19-B-1。

- d 一、七匁五分 米壺斗 阿知町
二月廿三日
- e 一、拾五匁 銀札取かへ
同廿四日
- f 一、三分 同取かへ 夫おいち
同廿八日
- g 一、八分五厘 白米代残り
三月十二日
- h 一、九分 上ちゃ壺斤

(以下略、アルファベットは便宜上筆者が付した)

清吉に対して、a b e fでは銀札を貸しており、c d g hでは半紙・米・茶を販売している。すなわち、大橋家は、金融業のほかに雑貨商も経営していたと考えられる。そうすると、大橋家が中島村から倉敷村に転居した理由は、商売を営むうえで町場の倉敷の方が有利であったからと推定することもできよう³³。

宝永2年「万覚」では、このように項目が人ごとになっている。一件ずつの取引額はおおむね10匁以下である。宝永2年末の債権を、取引対象人と項目ごとにまとめたのが表8である。表中の1～16は倉敷村と考えられ、34～48は中島村内である。取引先は倉敷・中島を中心に近隣村々に限られている。

② 明和4年「日記」

それから62年後、明和4年(1767)の「日記」³⁴の項目と内容をまとめたものが表9である。項目が、大橋家と密接な取引のある人、倉敷村内の地名、中島、周辺村々、という順番になっている。宝永2年がほとんど倉敷・中島村であったのに比べて、取引先が多く周辺の村々や遠くは岡山の者へ拡大していることが分かる。個々の取引の金額も一件につき1貫目を超えるものもあり、この60余年の間に、大橋家の金融活動の範囲や金額が飛躍的に拡大したことが分かる。

明和4年(1767)から次の約60年間に、村辻貸しや代官役所貸しが拡大した。村辻貸しは、寛延3年(1750)11月16日、銀5貫目を西阿知さくら屋六右衛門が「村惣借」とあるのが現在のところ初出である³⁵。中島伝右衛門の受込となっている。安永8年(1779)の「日記」³⁶で村辻貸しが項目

³³ 大橋貞吉家文書別I-17-C-1(表)「元禄拾六歳癸未正月吉日 万懸帳」(裏)「大福入 中島村三右衛門」にも、貸金や両替のほか、たばこ・油・茶・笠・木綿などを商売していた記録がある。これが、大橋家が中島村にいたときの記録だとすれば、中島村に居住していたときから金融業と雑貨商を営んでいたと考えられる。

³⁴ 大橋貞吉家文書別I-19-B-54「丁亥明和四歳一月吉日 日記」。

表8 宝永2年「万覚」項目表

	項 目	内 容	宝永2年末債権 (匁)
1	なり物や清吉	なり物や清吉との取引	16.87
2	福岡屋仁太夫	福岡屋仁太夫との取引	0
3	児島屋三右衛門	児島屋三右衛門との取引	0
4	宮内屋源九郎	宮内屋源九郎との取引	0
5	せとの仁左衛門	せとの仁左衛門との取引	0
6	綿打屋長兵衛	綿打屋長兵衛との取引	0
7	宮内屋源九郎	宮内屋孫九郎との取引	0
8	すみや平左衛門	すみや平左衛門との取引	0
9	こしまや嘉兵衛	こしまや嘉兵衛との取引	0
10	西ノ文右衛門	西ノ文右衛門との取引	33.68
11	勘助	勘助との取引	-10.21
12	樽屋藤七	樽屋藤七との取引	12
13	当町付込	町内の者との取引	0
14	金川屋仁太夫	金川屋仁太夫との取引	2.33
15	紀伊国屋五兵衛	紀伊国屋五兵衛との取引	0
16	舟本屋与四郎	舟本屋与四郎との取引	58.85
17	中島村庄屋清左衛門	中島村庄屋清左衛門との取引	4.6
18	中島ノ茂左衛門	中島ノ茂左衛門との取引	0
19	中島ノ忠右衛門	中島ノ忠右衛門との取引	16.57
20	中島ノ作右衛門	中島ノ作右衛門との取引	12
21	中島ノ作兵衛	中島ノ作兵衛との取引	0
22	中島ノ弥八郎	中島ノ弥八郎との取引	3.44
23	中島ノ勘七	中島ノ勘七との取引	1
24	中島ノ又市	中島ノ又市との取引	3.36
25	弥勒院	中島ノ弥勒院との取引	1.82
26	上ノ与次兵衛	中島上ノ与次兵衛との取引	4.66
27	上ノ伊八郎	中島上ノ伊八郎との取引	0
28	上ノ八兵衛	中島上ノ八兵衛との取引	4.13
29	中島伝助	中島向伝助との取引	8.58
30	中島付込	中島の者との取引	2.4
31	中島善六	中島角ノ善六との取引	0
32	安江道円	安江ノ道円殿との取引	13.28
33	黒石用九郎	黒石ノ用九郎との取引	31.59
34	堀切助兵衛	堀切助兵衛との取引	2.08
35	堀切五郎兵衛	堀切五郎兵衛との取引	0
36	堀切嘉平次	堀切嘉平次との取引	27.15
37	堀切嘉市郎	堀切嘉市郎との取引	2.4
38	堀切五兵衛	堀切五兵衛との取引	2
39	堀切九兵衛	堀切九兵衛との取引	0
40	堀切善助	堀切善助との取引	0
41	新田ノ助惣	中島新田助惣との取引	0
42	小みぞ三太郎	小みぞノ三太郎との取引	0
43	新田ノ市左衛門	中島新田ノ市左衛門との取引	3.41
44	大西甚吉	大西ノ甚吉との取引	0.5
45	大西七右衛門	大西ノ七右衛門との取引	25.54
46	新田付込	中島新田の者との取引	4石2斗9升
47	田畑預ケ	6人への田畑預けの納米	2.9
48	西沖勘兵衛	西沖勘兵衛との取引	
49	在村々付込	西阿知・大江・外新田などの者との取引	

注：「乙酉宝永二年正月吉日 万覚」（大橋貞吉家文書別I-19-B-1）より作成。

表9 明和4年「日記」項目表

項目	内 容
1	宇治屋次兵衛、あかねや平次郎、市場屋茂八郎らとの取引
2 中久	出見世久兵衛との取引
3 中伝	見世伝兵衛との取引
4 大字	大黒屋宇兵衛との取引
5 此表	セとノ平太郎、さの屋次郎兵衛、セとノ伝蔵、セとノ吉介らとの取引
6 阿知町	宝来屋政吉、井上町中、地藏院らとの取引
7 浜ノ道・山後	浜ノ道・山後の者との取引
8 当町付込	いせや藤兵衛、塩屋三右衛門、庄屋孫太夫ら町内の者との取引
9 中島	庄屋清右衛門ら中島村の者への貸銀など
10 ほり切・新田	ほり切・新田の者への貸銀など
11 児島・連島	浦田・広江・福田新田・飛崎・矢柄・西浦・江長・大江・茂浦の者への貸銀など
12 四十瀬・三間や	四十瀬・三間屋の者への貸銀など
13 田上	田上の者への貸銀など
14 西村・一日市	一日市・西村の者への貸銀銭など
15 はま村	浜村庄屋・年寄への貸銀、浜村の者への貸銀、子位庄の者への貸銀
16 介安・酒津	酒津・祐安の者への貸銀など
17 西坂・生坂	西坂・生坂の者への貸銀銭など
18 浅原	浅原庄屋への貸銀など
19 山北	山新田、岡谷の者への貸銀銭など
20 はつとり・徳芳	徳芳の者、服部の者への貸銀麦など
21 村々付込	洪江・黒田・中庄・三田・二子・沖・水江・辻田・西中・大島・岡山・白楽市・鳥羽・西岡・吉岡・笹沖・川入・大内などの者への貸銀麦など
22 かし麦	酉年分、戌年分、など

注：「丁亥明和四歳一月吉日 日記」（大橋貞吉家文書別I-19-B-54）より作成。

として初出する。宿・西郡・岡谷・溝口・八代・富原・軽部・三輪・中原・上原・軽部中島・真壁などの村々へ村辻貸しを行っている。天明3年（1783）の村辻貸しと受込人について表10にまとめた。村辻貸しが幅広く展開しており、村辻貸しにあたっては、受込人が仲介することが多いことが分かる。

代官役所貸しは、宝暦12年（1762）3月29日、「御役所」に銀1貫500目を貸しているのが現在のところ初出である³⁷。掛屋が取次いでいる。寛政4年（1792）の「日記」³⁸では、安永5年（1776）

³⁵ 大橋貞吉家文書別I-19-B-38「辛未寛延四曆正月吉日 日記」。

³⁶ 大橋貞吉家文書別I-19-B-66「己亥安永八歳正月吉日 日記」。項目名は「村辻」である。

³⁷ 大橋貞吉家文書別I-19-B-49「壬午宝暦十二歳正月吉日 日記」。

³⁸ 大橋貞吉家文書別I-19-B-79「壬子寛政四年正月吉日 日記」。

表10 村辻貸しと受込人 (天明3年)

項 目	受 込 人	村
		七島・庭瀬・宮内
沖	(扱) 生坂大二 西坂曾市	田之上
祐安	川入嘉一郎	八代・上
中庄		中田・別府
山北		片山・岡谷
	小寺半左衛門	福井・井尻野・小寺・三須・門田
	周匝村大庄屋常右衛門	12カ村
村辻	三間屋源五郎	宿・三カ村・下林
辛川	辛川祥介	下芳賀・松尾・田原・上芳賀・国守・三川・浜・下伊福・ 上伊福・今谷・皆肩・鍛冶屋村大庄屋組合三カ村
	辛川和吉	西辛川・山崎・今岡
村々付込	宇治屋治兵衛	富原・軽部・秦・軽部中島・上秦・真壁・上原・下原・ 木屋・三輪

注：「〔日記〕」(大橋貞吉家文書別 I-19-B-70) より作成。

7月3日、銀1貫目を花木伝次郎代官の御用銀に、銀2貫500目を守屋弥惣右衛門代官の御用銀に、天明5年2月7日、銀4貫500目を万年七郎右衛門代官の御用銀に貸し付けた記録がある。

③ 文政11年「日記」

19世紀に入って、平右衛門が倉敷村年寄に就任した文政11年(1828)の「日記」³⁹⁾の項目と内容をまとめたものが表11である。61年前の明和4年「日記」の22項目と比較すると、文政11年には30項目となり、大橋家の金融活動が一層拡大していることがうかがえる。例えば5番目の項目「役所・庄屋」を見ると(表12)、当時の大草代官役所や大草代官の手代に貸し付けているほか、その前任の大原代官役所に文化7年(1810)米穀値段引上げのため貸した銀や、そのまた前任の大岡代官役所に小田郡新賀村の年貢弁納のため貸した銀も残っており、さらに倉敷領郡中や庄屋七太夫にも貸し付けている。幕府領の行政運営を行う最上層を金融的に蚕食していることが分かる。20番目の項目「岡山」では、岡山藩士への貸付をまとめている⁴⁰⁾。村辻貸しの状況をまとめたのが表13である。村辻貸しは表10と比べても一層広汎に展開し、西は現在の笠岡市から東は旭川付近にまで及んでいる。

³⁹⁾ 大橋貞吉家文書別 I-19-B-115「戊子文政十一年正月吉日 日記」。

⁴⁰⁾ 岡山藩士への貸付が項目として初出するのは、大橋貞吉家文書別 I-19-B-82「乙卯寛政七年正月吉日 日記」である。このときは「家中」という項目名になっている。

表11 文政11年「日記」項目表

	項目	内容
1	親類	出店十蔵、新宅源助らへの貸付
2	出入のもの	大橋家へ出入りしている者たちへの出銀・米
3	町内付込	町内の人、寺院、などへの出金銀・貸付
4	村用取かへ	義倉方・倉敷村などへの貸付
5	役所・庄屋	代官役所、代官手代、郡中、庄屋七太夫への貸付
6	村中役歩	八ヶ郷普請人足などへの支出
7	典物受寄講	堀幸之丞などからの預り、講金銀
8	新田	新田の者への貸付
9	近遠村々	川入、浜、中庄、三輪、藤戸、安江、田之上の者への貸付
10	中島・連島	中島・江長・茂浦の者への貸付
11	宮内	宮内村や宮内の中田清右衛門への貸付
12	東口	沖新田の者、帯江郡中、亀山村・西田・高須賀・有城の者への貸付
13	妹尾	妹尾の者への貸付
14	足守	木下男也・木下頼母・木下丹下らへの貸付
15	岡田	妹・有井・市場・本庄・新庄・辻田・尾崎の7カ村への貸付など
16	西口 田中	(西口村々) 益田・亀山・地頭の3カ村への貸付など (田中組合) 七島、道越、八重、島地、占見新田、西阿知新田への貸付など
17	西口 原田	原田忠五郎、大島中村、六条院東村、六条院西村、東大島村、西大島新田などへの貸付
18	西口 伊沢	(伊沢恒五郎組) 小坂西村、小坂東村、本庄村、鴨方村、深田村、池口村、口林村、尾坂村の8カ村への貸付
19	郡中村々	尾上村、矢坂村、御野郡米倉御崎林八組、御野郡泉田・二日市・岡・東古松村への貸付など
20	岡山	光岡省吾、河本久右衛門、吉崎甚兵衛、谷田甚太郎ら岡山藩士への貸付
21	岡山町在	福島屋忠五郎、福本屋三郎兵衛、西村治介などへの貸付
22	米穀	志田屋万平、三和屋八十八、河内屋義助、山手屋増次郎らへの納米など売付
23	年貢諸役	所持地の年貢や地神祭費、郡中大割銀など
24	奴婢	店の者、下男、下女、店手代、丁稚、下代への給銀
25	中取替	銀札貸付
26	器物取かへ	鳩巢文集、万字釜など貸付
27	貸家	19人の家賃
28	村一件入用	新緑古禄騒動関係の支出、源介江戸出府入用
29	会計	文政十一子正月改、文政十一子正月八日改、文政十二丑正月改
30	大文	大こく屋文介への貸付

注：「戊子文政十一年正月吉日 日記」(大橋貞吉家文書別 I-19-B-115) より作成。

表12 代官役所・手代・郡中・庄屋への貸付状況 (文政11年)

債務者名	銀高(匁)	金高(両)	債務の発生時期、返済条件
大岡久之丞様御役所	124.08		戌暮残り寅帳に委有之、利は1年に3歩 文化7年2月9日出銀 午11月24日取かへ手形入
大原四郎右衛門様御役所	34,800.00		
大草太郎右馬手代 橋本新兵衛・河合良太夫・田川鉄三郎	1,800.00		
羽栗半太夫		6	申11月22日取かへ証文入 5月28日、20両は源介出、80両は此方より出
大草太郎右馬様御役所		100	
倉敷領郡中取かへ	4,714.29		未暮分入残り元、元銀6貫目已より14年賦
庄屋七太夫	6,000.00		辰四月二日取かへ証文入 文化12卯12月書かへ、滝本屋千七取次 卯暮歩戻し預置分 文化14丑11月預証文
〃	5,000.00		
七太夫	183.72		
庄屋七太夫	6,686.05		

注：「戊子文政十一年正月吉日 日記」(大橋貞吉家文書別 I-19-B-115) より作成。

④ 「村辻御年貢成替銀借用証文之事」

それでは村々はなぜ大橋家から銀を借りたのだろうか。それを示す文政7年(1824)の「村辻御年貢成替銀借用証文之事」⁴¹を掲げる。

村辻御年貢成替銀借用証文之事

一文字銀五貫目

此利三貫目 但酉辰迄八ケ年之間利足

合八貫目

右者、当村方御年貢成替銀差支ニ付、小前一同得心之上書面之銀子五貫目儘ニ受取致借用候所実正明白也、然ル上者、来ル酉年辰迄一ケ年壹貫目宛毎年十一月廿五日切ニ元利足共致返弁、都合八ケ年二元利銀八貫目皆済可仕候、御年貢銀ニ致借用候上者、此銀子ニおゐて聊ても之御断申間敷候、若歟差支ケ間敷義有之候ハ、村辻惣□□致割賦取立、毎年十一月廿日切ニ急度返弁可致候、依之百姓惣代・村役人連印証文如件

浅口郡島地百姓惣代

判頭

富十郎

長兵衛

半十郎

文政七年甲申十二月

⁴¹ 岡山大学附属図書館所蔵小野家文書3243。

表13 村仕貸しの状況（文政11年）

項目	村名	銀高(匁)	債務の発生時期、返済条件	取次人
村用取かへ	倉敷村	129.60	子(文政11年)5月18日取かへ	文四郎引受
役所・庄屋	倉敷領郡中	4,714.29	未暮分入残り元、元銀6貫目已より14年賦	庄屋七太夫
近遠村々	川入村辻半左衛門	1,500.00	文化未(8年)暮書きかえ、1割2分	
宮内	宮内村辻	3,000.00	戌(文政9年)暮書きかえ、7分	
東口	帯江郡中	6,500.00	亥(文政10年カ)暮、1年に1貫目已まで返済	有城多十
岡田	妹・有井・市場・本庄・新庄・辻田・尾崎	36,000.00	寛政9年、利は24貫目、15年利、計60貫目、寛政8年より4貫目ずつ15年賦	
西口 田中	益田・亀山・地頭	3,000.00	未申(文政6・7年カ)暮書きかえ、1割2分	中島政吉
西口 田中	八重村辻	3,000.00	亥(文政10年)暮書きかえ、1割	
西口 田中	八重村辻	3,000.00	亥(文政10年)暮書きかえ、1割2分	
西口 田中	小坂村辻 恒五郎	3,000.00	亥(文政10年)暮書きかえ、1割2分	八重武介
西口 田中	七島・道越・八重・島地・占見新田	3,049.49	亥(文政10年)暮書きかえ、2割8ヶ年賦、利は1割1分8厘、毎年1貫目ずつ卯まで返済	
西口 田中	島地村辻	3,621.58	亥(文政10年)暮書きかえ、2割8ヶ年賦、利は1割1分8厘、毎年1貫目ずつ辰まで返済	
西口 田中	七島村辻 名主貞吉	7,345.26	亥(文政10年)暮書きかえ、2割8ヶ年賦、利は1割1分8厘、毎年1貫600目ずつ返済	
西口 田中	七島・道越・八重・島地・占見新田	1,829.58	亥(文政10年)暮書きかえ、2割8ヶ年賦、利は1割1分8厘、毎年600目ずつ卯まで返済	
西口 田中	西阿知新田村 名主金五兵衛	3,000.00	亥(文政10年)11月15日取りかえ、1割2分	
西口 田中	大島中村	3,600.00	亥(文政10年)暮元残り元銀年賦、10年賦毎年400目ずつ申まで返済	原田忠五郎
西口 田中	大島中村辻	10,000.00	亥(文政10年)11月15日取りかえ、2割8ヶ年賦、利は1割1分8厘、毎年2貫目ずつ未まで返済	
西口 田中	六条院東村 藤左衛門	2,891.78	亥(文政10年)暮書きかえ、2割8ヶ年賦、利は1割1分8厘、毎年1貫200目ずつ寅まで返済	
西口 田中	六条院西村 徳右衛門	2,409.86	亥(文政10年)暮書きかえ、2割8ヶ年賦、利は1割1分8厘、毎年1貫目ずつ寅まで返済	
西口 田中	東大島村辻 源介	2,168.85	亥(文政10年)暮書きかえ、2割8ヶ年賦、利は1割1分8厘、毎年900目ずつ寅まで返済	
西口 田中	西大島新田 名主加右衛門	6,000.00	亥(文政10年)11月12日取りかえ、2割8ヶ年賦、利は1割1分8厘、毎年1貫200目ずつ未まで返済	
西口 田中	東大島村辻 名主源介	6,000.00	子(文政11年)11月23日、2割8ヶ年賦、丑より1貫200目ずつ返済	
西口 伊沢	小坂西村辻、小坂東村辻、本庄村辻、鴨方村辻、深田村辻、池口村辻、口林村辻、尾坂村辻	10,000.00	亥(文政10年)11月15日取りかえ、利は1割1分8厘、2割8ヶ年賦、毎年2貫目ずつ未まで返済	
西口 伊沢	小坂東村辻 名主石助	6,000.00	亥(文政10年)11月21日、2割8ヶ年、未まで毎年1貫200目ずつ返済、利は1割1分8厘	
西口 伊沢	本庄村辻 名主彦四郎	6,000.00	亥(文政10年)11月19日、2割8ヶ年、未まで毎年1貫200目ずつ返済、利は1割1分8厘	
西口 伊沢	鴨方村辻 名主六右衛門	10,000.00	亥(文政10年)11月23日、2割8ヶ年、利は1割1分8厘、毎年2貫目ずつ未まで返済	
西口 伊沢	西小坂村辻 名主六右衛門	10,000.00	亥(文政10年)11月23日取りかえ、2割8ヶ年賦、毎年2貫目ずつ未まで返済、利は1割1分8厘	
郡中村々	尾上村	600.00	文化12年より10年賦	
郡中村々	矢坂村辻 名主喜惣次	240.00	戌(文政9年)暮元亥(文政10年)残元、年に40匁ずつ返済	
郡中村々	御野郡米倉林八組合御崎林八組	1,789.55	亥(文政10年)暮入残、毎年2貫目ずつ返済	
郡中村々	御野郡四カ村辻 泉田・二日市・岡・東古松	10,000.00	亥(文政10年)暮書きかえ、1割2分	
郡中村々	御野郡米倉御崎林八組	36,215.89	亥(文政10年)暮書きかえ、2割8ヶ年賦、辰まで毎年10貫目ずつ	
郡中村々	御野郡村々 二日市与次郎	5,000.00	亥(文政10年)12月29日取かへ、子(文政11年)10月切、利は月1分	

注：「戊子文政十一年正月吉日 日記」(大橋貞吉家文書別I-19-B-115)より作成。

順 介
五人組頭
平 之 市
同名主見習
栄 吉
同名主
芳 助

窪屋郡倉敷

中島屋

貞 蔵殿

(虫損・破損などにより文字が判読しがたい箇所については、□で示した)

この史料によれば、年貢成替銀の上納が困難になったため、島地村が銀5貫目を借用することが述べられている。大橋家の貸銀によって村は年貢を納めることができた。元銀の2割ずつ8年にわたって返済することになっている。年利にすると11.81%になる。

大橋家の村辻貸しはすべて返済されたわけではない。返済滞りをめぐる紛争も頻発した。例を挙げると、上述の島地への貸銀は、文政11年から返済が滞った。掛け合ったところ、名主が使い込んで退去したといい、返済しない。そこで、大橋平右衛門は、文政13年3月に大庄屋八重村田中武介に、相手を呼び出して皆済するよう命じてほしいと訴えている⁴²。また、文政7年12月、備前国御野郡大庄屋米倉村林八郎から、惣代として二日市村名主と西古松村名主を差し向け、組合12カ村辻が困窮し、年貢上納に差し支えるという頼んできたため銀50貫目貸したが、文政11年から返済が滞り、文政13年閏3月に備前役場に訴えた⁴³。

⑤ 「戊正月 日記」

弘化2年(1845)には、大橋家は、水沢家・植田家とともに困窮人への貸銀を棄捐させられた。倉敷市所蔵小野家文書「戊正月 日記」から、その箇所を掲げる。

御尋ニ付乍恐以書附奉申上候

窪屋郡倉敷村役人惣代庄屋助勤文平・年寄紋右衛門・同尚介奉申上候、金銀貸借之義ニ付当正月 御触有之、御趣意之段一同難有承知奉畏候、然ル所、村内水沢常太郎・植田武右衛門・大橋平右衛門右三人ニおゐる者、格別手厚差心得、今般貸金銀之内棄捐取計度趣相聞江、私共承

⁴² 岡山大学附属図書館所蔵小野家文書3243「以書付奉願候」。

⁴³ 倉敷市所蔵小野家文書「乍恐以書附奉願上候」。

合候所、相違無御座候ニ付、右員数左ニ奉書上候

一銀五拾貫目余 水沢常太郎分

是者、貸家賃并地子米代・小作米代銀共、是迄差滞候内、困窮人之分、此度棄捐取計候銀
銀辻

一米三拾石余

是者、小作人より米ニ而可受取内、是迄差滞候□、困窮人之分、此度棄捐取計候米辻

一銀百九拾三貫目余

是者、水沢常太郎祖父代も当時ニ至候迄、村内其外所々貸銀之内、当時困窮人之分、
口々元利共、此度棄捐取計候銀辻

一銀四拾貫目余 植田武右衛門分

是者、貸家賃・地子米代・小作米代銀共、是迄差滞候内、困窮人之分、此度棄捐取計候
銀辻

一銀貳百四貫七百九拾目余

是者、植田武右衛門祖父代より当時ニ至迄、村内其外所々貸銀之内、困窮人之分、口々
元利共、此度棄捐取計候銀辻

一銀拾壹貫六拾目余 大橋平右衛門分

是者、貸家賃・地子米代・小作米代私共是迄差滞候内、困窮人之分、此度棄捐取計候銀
辻

一銀九拾八貫目余

是者、大橋平右衛門亡父代より当時ニ至迄、村内其外所々貸銀之内、困窮人之分、口々
元利共此度棄捐取計候銀辻

ノ

右之通、貸金銀其外小訳之義者、於村会所私共及見、棄捐辻凡相違無御座候、尤右帳面難出来
候ニ付、追而巨細可奉申上候、右者此節御尋ニ付以書附奉申上候、以上

(後略)

このように大橋平右衛門は、109貫60目余を棄捐させられた。このことの影響だろうか、大橋家
文書「日記」は弘化2年が欠けている。この棄捐からは、倉敷村を含めて周辺村々の全体的な窮乏
の中で、百姓への貸付が破綻したことがうかがえるのではないか。

⑥ 弘化3年「日記」

その翌年、弘化3年(1846)の「日記」⁴⁴の項目と内容をまとめたものが表14である。31番目の

⁴⁴ 大橋貞吉家文書別 I-19-B-134 「丙午弘化三年正月吉日 日記」。

表14 弘化3年「日記」項目表

項目	内 容
1 親戚	金平、源介、三島次郎右衛門らへの貸付
2 押徒	
3 文介	文介への貸付
4 街中雑記	浜田屋用右衛門、板屋政太郎、植田武右衛門、伊八郎らへの貸付
5 水沢	水沢常太郎店、水沢常太郎への貸付
6 御役所	手附・手代からの金銀預り
7 邑用	中間取かへなど
8 帯江	戸川因幡守御用への貸付、亀山村への貸付など
9 早島	早島役所、片山本太郎、木村才右衛門、前潟浅吉らへの貸付
10 妹尾	戸川祐次郎様御用、矢吹十太夫らへの貸付
11 宮内	中田恒五郎、中田清左衛門への貸付
12 遠近	白楽市植五郎、浜村富太郎、延友大庄屋、御野郡、酒津弥平太、興除新田岩崎常右衛門、直島源左衛門らへの貸付
13 足守	木下肥後守への貸付
14 岡田	徳田尚二らへの貸付
15 西口	中島名主善之介、七島名主田中文右衛門、八重村辻、田中武介、栗坂六右衛門、池口・栗坂・本庄・東小坂・鴨方・深田・口林・尾坂への貸付
16 小野山路	山路熊太郎、小野岡七郎への貸付
17 備前町在	金川難波立恵、吉備屋民蔵、御野郡、などへの貸付
18 岡山家中	池田主税、池田要人、上坂武之介、津田源之丞、池田波門らへの貸付
19 家老	伊賀様引受大沢次右衛門・伊藤与左衛門・梶川弥平、刑部様引受高島五左衛門、喜多村伝左衛門らへの貸付
20 諸侯	板倉棋津守内10人、池田信濃守郡奉行片山繁治、長崎弥次平・湯原請太夫・雀部猪之介、山城様への貸出、中務様請出銀、天神山借用など
21 年貢諸役	山後地神祭、浜村地神祭など
22 預り銀	池田豊前守様内勘定方、長尾小野善太郎、魚屋長十郎、堀治三郎
23 中取かへ	左吉、清蔵、京元
24 道具	風呂釜など買い入れ
25 小作	藤戸丈八らへの貸付
26 奴婢	忠八、善平、多介、元吉、下男栄蔵らへの出銀
27 貸家利子	
28 扶持	岡田 米26石8斗8升
29 中買	山手屋増次郎、浅原屋卯介、西屋鯛介らへの米販売
30 典物	小野岡次郎岡田米、池田刑部御内森永平五郎太鼓、妹尾伊三郎時計など質入
31 会計	

注：(1)「丙午弘化三年正月吉日 日記」(大橋貞吉家文書別I-19-B-134)より作成。

(2) 内容欄が空白の項目は、記述がない項目である。

項目「会計」欄は、それ以前の年には記述があったのが、この年から空欄になっている。8番目の項目「帯江」(旗本帯江戸川家への貸付など)、9番目「早島」(旗本早島戸川役所への貸付など)、10番目「妹尾」(旗本妹尾戸川家への貸付など)がこの年から新出している。さらに、19番目「家老」(周匝池田家・建部池田家への貸付)、20番目「諸侯」(庭瀬藩・鴨方藩・生坂分家への貸付など)もこの年に新出している。その一方で、百姓や村への貸付は減っており、諸領主への貸付にシフトしていることがうかがえる。

⑦ 慶応2年「日記」

慶応2年(1866)の「日記」⁴⁶⁾の項目と内容を表15にまとめた。項目が22項目に減少しており、

表15 慶応2年「日記」項目表

	項 目	内 容
1	親戚	秀太郎・徳藏への貸付
2	押徒	
3	街中雜記	板屋仁左衛門、八浜屋弥三郎、花屋新左衛門、鳶屋義之丞、島田方軒、小山安右衛門への貸付
4	官所	清水誠之介、岡地謙一郎、小磯錠助、逸見小十郎、田中東藏、山中との取引
5	邑方	
6	帯江	旗本帯江戸川家中土倉引受、土倉引受小宮左内、巳より寅年御賄定用
7	諸家	浅野右近、阿部主計頭、松平右近将監への貸付
8	妹尾	佐藤数馬、佐藤頼母、佐藤義右衛門、妹尾村への貸付
9	遠近郷曲	早島片山湊右衛門、小田郡村々などへの貸付
10	岡田	池田濱への貸付、御定用仕送、守澤護太夫への貸付など
11	足守	
12	庭瀬	庭瀬藩への貸付
13	西口	大島中村名主太郎四郎、七島虎次郎、中大島村名主原田富吉郎への貸付
14	岡山藩	土肥典膳、堀治三郎への出金
15	預り銀	川入新宅、叔母つち、亀山富太郎、新宅徳藏、吉祥院、尊流院からの預り
16	年貢諸役	
17	僕婢	
18	貸家地子	
19	扶持	帯江・天神山からの扶持米
20	直島	
21	中買	
22	会計	

注：(1)「丙寅慶応二年正月吉日 日記」(大橋貞吉家文書別I-19-B-154)より作成。

(2)内容欄が空白の項目は、記述がない項目である。

うち9項目で記述がない。6番目「帯江」では帯江戸川家財政関係の詳細な記述がある。嘉永元年(1848)12月、大橋家は、財政危機に陥った帯江戸川家から、植田家とともに財政を委ねられている⁴⁶。7番目「諸家」では、慶応元年7月に浅野右近に金1,500両、同年11月に阿部主計頭に3,000両、松平右近将監に140両を貸している。12番目「庭瀬」では、庭瀬藩に慶応元年12月の時点で金2,912両の債権があり、さらに慶応元年12月に1,000両、慶応2年正月に161両余、慶応2年7月に1,000両を貸し付けるなどしている。その一方で、村辻貸しは、慶応2年正月に中大島村に金275両余、同年8月に小田郡村々に300両を貸しているのみである。以上から、百姓や村への貸付は激減し、諸領主へ大口の貸付を行うようになっていくことがうかがえる。

(3) 貸屋・貸地経営

元大橋家は、倉敷村内に多くの貸家・貸地を所持した⁴⁷。貸家・貸地についてまとめた帳簿が

⁴⁵ 大橋貞吉家文書別I-19-B-154「丙寅慶応二年正月吉日 日記」。

⁴⁶ 『新修倉敷市史』第9巻「史料 古代・中世・近世(上)」(倉敷市、1994年)近世編28~34号。

初出するのは寛政4年(1792)である⁴⁸。「日記」に貸屋が項目として初出するのは、寛政9年である⁴⁹。寛政12年(1800)の借家賃・地子代を表16にまとめた。23人に貸家・貸地を貸し、家賃計1,185.6匁、地子代計237.4匁が見込めた。

4 おわりに

以上、大橋家の経営について検討してきた。本稿で明らかにできた点をまとめると次のようになる⁵⁰。

表16 寛政12年の借家賃・地子代

		家賃不足	7月分家賃	12月家賃	地子未進	寛政12年地子代
1	総社屋 藤左衛門	20貫779文	*107.00	*107.00		
2	土佐屋	*56.66	*45.00	*45.00		
3	近田屋武介	*60.00		*60.00		
4	万納屋	*114.38	*13.50	*13.50		
5	左野屋		46.00	46.00		24.84
6	大和屋	15貫221文		39.00		31.92
7	魚屋 久介		40.00	40.00		
8	増尾屋 安兵衛			25.00		9.82
9	大工屋 清左衛門	95.92		40.00		1.67
10	江戸屋 栄蔵			52.00		
11	田和屋 茂平			50.00		
12	本屋 長八			60.00		
13	ぬし屋 善吉			65.00		
14	鯛屋 半兵衛			*75.00		
15	新川 卯兵衛	*66.58	*11.60	*15.00		9.88
16	新川 佐七				*75.40	*25.00
17	新川 弥平				7貫840文	27.36
18	新川 五郎右衛門				6貫689文	30.80
19	新川 吉右衛門				1貫280文	32.83
20	新川 幸八					17.48
21	新川 久蔵					25.80
22	吉見屋			90.00		
23	生坂屋			100.00		

注：(1) 「寛政十二年申ノ極月 借家賃地子書出し」(大橋貞吉家文書別I-16-B-5)より作成。

(2) 銭匁勘定のうち、*は七五(単位は匁)、他は通用(単位は匁)。

⁴⁷ 大橋貞吉家文書によれば、天保期ごろ京都にも掛屋敷をもっていたが、その詳細は未解明である。

⁴⁸ 大橋貞吉家文書別I-16-B-1「新屋敷万覚帳」。

⁴⁹ 大橋貞吉家文書別I-19-B-84「丁巳寛政九年正月吉日 日記」。このときは「借屋」という項目名になっている。

- (1) 大橋家の経営は地主経営と金融活動が柱で、それに貸家・貸地経営が加わる⁵¹。
- (2) 地主経営は18世紀後半～19世紀前半を通じて成長する。しかし、それは村役人機能を契機とした村方地主的発展や、新田開発地主とは異なる、金融業と連動させて土地を集積する類型である。宝暦期には地主経営の中核地域は、浜・中島村であったが、文化期になると居村の倉敷村もそれに加わる。しかし、所持田畑面積・預米の大部分が他村であることは変わりなかった。文政～天保期には契約小作料は公定石高の2倍以上になった。小作地のある村々には村請制村を基盤とする小作管理機構があったと考えられる。天保期には、倉敷代官役所の命により、讃岐国直島の塩田経営に進出した。
- (3) 宝永元年に倉敷村に転居したときから雑貨商とともに金融業を営んだ。当初、取引先や貸付先はほとんど倉敷・中島村に限られていたが、次第に対象地域を広げていく。また、安永～天明期には代官役所貸しや、受込人を通じた村辻貸しも本格的に展開する。寛政期からは岡山藩士への貸付も始まる。平右衛門が倉敷村年寄に就任した文政11年になると、倉敷代官役所など幕府領の行政運営を行う最上層や岡山藩士にも貸付を行う一方、広汎に村辻貸しを行っていた。しかし、返済滞りが目立ち始め、弘化2年には困窮人への貸銀を棄捐させられる。そのころから、百姓や村への貸付は減少し、諸領主への貸付へ重点を移していった。

最後に、今後の課題について一言しておきたい。本稿で明らかにしたように、大橋家は、幕藩領主と金融などを通じたさまざまな結び付きを持っていた。ところで、すでに言及した「世直し状況論」や「社会的権力論」については、権力論にかかわる実証と論理の弱さが指摘されている⁵²。「世直し状況論」における豪農や、「社会的権力論」における社会的権力に関して、それらと幕藩領主とのかかわりの研究例が不足しているのは否めないように思われる。そこで、大橋家と幕藩領主とのかかわりを一層具体的に分析すること、さらに大橋家と村方騒動・小作騒動とのかかわり、救恤などの実態を解明し、大橋家と地域社会との関係を実態的に究明することを次の課題としたい。

⁵⁰ 経営分析を目指しながら、金融業の損益を具体的に示せなかったし、史料の制約により、大橋家の経営全体における地主経営、塩田経営、金融業、貸家・貸地経営の損益比率を示せなかった。今後の課題とした。

⁵¹ ただし、元大橋家の経営がこの三分野に限られるものかどうかは検討の余地がある。例えば、寛政5年(1793)には繰綿を総社亀屋などから616本買い付けているほか、種・麦・蔵米を荒木屋長右衛門から質にとって竹原屋に預けている。このように、繰綿や穀物で商売をしていたとも考えられる(大橋貞吉家文書別I-19-B-80「癸丑寛政五年正月吉日 日記」)。

⁵² 註6と7を参照。